書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第１３１号
宮崎市大字芳士3593番地３
破産者　井上　竜二
異議申述期間　令和８年12月17日まで
令和８年11月５日　　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１３７６号
千葉県市川市宮久保２丁目25番16号　（エトワール201号）
破産者　古崎　陽羽
異議申述期間　令和９年１月４日まで
令和８年11月２日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４０４号
千葉市花見川区花園３丁目18番５号　パークアベニュー106号
破産者　吉田　裕一（旧姓栗屋）
異議申述期間　令和９年１月４日まで
令和８年11月２日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４０５号
千葉市花見川区花園３丁目18番５号　パークアベニュー106号
破産者　吉田　美穂
異議申述期間　令和９年１月４日まで
令和８年11月２日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３６５７号
大阪府高槻市氷室町１丁目10番51号305号室、住民票上の住所大阪府高槻市氷室町４丁目21番16号
破産者　楢崎　健一
異議申述期間　令和９年１月４日まで
令和８年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７５７号
大阪府高槻市安岡寺町６－６－１　特別養護老人ホーム高槻ともしび苑、住民票上の住所大阪府高槻市淀の原町22番17号
破産者　豊田　隆生（法定代理人成年後見人畠田健治）
異議申述期間　令和９年１月４日まで
令和８年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１００５号
兵庫県三田市大原７１２番地の８
清算株式会社　株式会社ＭＮ
代表清算人　森岡　啓行
１　決定年月日　令和８年１０月２８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１号
京都府京丹後市網野町木津196番地の２
清算株式会社　株式会社ぎょうき
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所宮津支部

令和８年（ヒ）第６号
群馬県富岡市富岡９８０番地
清算株式会社　株式会社スーパー丸幸
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所高崎支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第18号
埼玉県北足立郡伊奈町栄２丁目50番地５
清算株式会社　株式会社メルシス
清算人　山下幸男
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　清算株式会社及び協定債権者は、以下の事項を確認する。
⑴　頭書事件は、令和５年10月25日付けで成立した清算株式会社及び協定債権者間の弁済計画（以下「本件弁済計画」という。）の履行として申し立てされたものであること。
⑵　本件弁済計画における協定債権者に対する弁済の基礎となる非保全債権の金額は、以下とされていること。
株式会社日本政策金融公庫：10,000,000円
埼玉県信用保証協会：34,687,084円
２　協定債権者は、協定債権（これに付随する利息・遅延損害金の一切を含む。）の一切を免除する。
３　前項の免除の後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済の原資とし、第１項⑵で確認した非保全債権の金額に応じて案分計算した額を追加弁済する。この場合において、前項による免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。
以　上
さいたま地方裁判所第３民事部

再生手続開始

令和８年（再）第１号
京都市南区久世中久世町四丁目１３番地３
再生債務者　株式会社吉田金属
１　決定年月日時　令和8年10月27日午後3時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和8年12月11日まで
４　再生債権の一般調査期間　令和9年2月1日から令和9年2月15日まで
京都地方裁判所第５民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第１０６号
埼玉県所沢市中富南３丁目15番地の26
再生債務者　矢津田涼太
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第６１号
兵庫県芦屋市高浜町４番２―323号（前住所）
兵庫県芦屋市高浜町３番１―2312号
再生債務者　トレックスこと　大井　隆宏
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第７９号
兵庫県西宮市大森町３番39―２号
再生債務者　塩谷　俊郎
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第４４号
千葉県富里市御料1121番地２（アルカンシェル204）
再生債務者　中村　昂央
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第１０５号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金877番地45
再生債務者　新井　幸恵
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第１９７号
札幌市南区澄川４条２丁目11番25―206号
再生債務者　野崎倫太郎
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部